公益社団法人厚木法人会　役員退職功労金支給細則

（目的及び意義）

第１条　この細則は、公益社団法人厚木法人会（以下「本会」という。）の役員の報酬等及び費用に関する規程の第３条４項、第４条２項、附則の別表第２の規定に基づき、常勤役員の功労金の算出方法の細部を定めることを目的とする。

（在職年数の端数）

第２条　常勤役員功労金の算出数式の在職年数の計算において、１ヶ月未満の日数は切り捨て、１年に満たない月数については月割計算とする。

（係　数）

第３条　算出数式の係数は、１倍とする。ただし、役員在任中に特段の功労があったと認められる者には、係数に０．５倍を加算して支給することができる。

（改　廃）

第４条　この細則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附　則

この細則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。